

<参考>

平成30年4月9日

中学生の保護者の皆様

瀬戸市教育委員会

今後の部活動の在り方について（お知らせ）

保護者の皆様には、日頃より本市の教育にご理解・ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、昨年3月に愛知県教育委員会より、「教員の多忙化解消プラン」が示され、その中では「部活動指導に関わる負担の軽減」も提言されています。これを受け、本市においては昨年度より部活動の活動日数等に統一した取り決めに設けるとともに、今後の部活動の在り方について検討を続けてまいりました。

つきましては、下記の通り平成30年度以降の部活動の在り方をお知らせします。教員の多忙化解消とともにお子様の健康と安全を勘案して、本市の統一事項とさせていただきますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1) 活動日数は最大で週5日以内とする。
- 2) 土・日については、どちらか1日または両日を休みとする。また、毎月第3日曜日は、「家庭の日」として原則活動しない。
- 3) 土・日に連続して大会・発表会等がある場合は、別日を休養日とする。
- 4) 長期休業中の「行事を組まない期間」、「年末・年始休業日」については活動しない。
- 5) 長期休業中の土・日については原則休養日とする。
- 6) 長期休業中における活動は、生徒の健康に配慮した時間帯とする。
- 7) 平成31年度以降、朝練習（朝部活）を行わない。経過措置として30年度10月までは従来通りとする。

※夏季休業中を除く4月から10月の朝練習は可。